

# 2,389円

## 県内の最低賃金が改正

県内で働いている全労働者の最低賃金が日給2,389円(時給299円)に改正されました。

これは労働者を保護する目的で、最低賃金法に基づいて毎年改正されているもので、パートタイマー、アルバイト、臨時工などすべての労働者に適用され、県内の事業主はこれより低い賃金を支払うことはできません。

このほか8業種の最低賃金が、次のとおり日額で決定されています。

業 種	最低賃金(円)
食料品製造	2,685
織 維	2,567
木材・木製品・家具・装備品製造	2,772
出版・印刷・同関連産業	2,705
塗料製造	3,385
窯業・土石製品製造	2,880
機械・金属製品等製造業および自動車整備業	2,854
卸 売 業	2,773
小 売 業	2,578

くわしいお問合せは、千葉労働基準局賃金課(電0472-54-5211)へ

## 国民年金

## 保 険 料

# 今月から2,730円に



国民年金の保険料が今月から、これまでの一カ月二、二〇〇円から二、七三〇円に改められます。国民年金は、皆さんが歳をとったり、障害者や母子世帯になったりしたときに年金を支払ってその生活の安定を図るためのものです。このため、国民年金は物価があがっても年金額が目減りしないように、物価スライド制を採用していますので、今までも、たびたび年金額が引き上げられてきました。

ところが、ご承知のように年金の財源は国と被保険者のみなさんの保険料によってまかなっているため、どうしても年金額が引き上げられますと、保険料も増額しなければなりません。国民年金制度が健全に発展して行くためにも、保険料の引き上げは不可欠なものですので、将来自分の年金をよりよくするためにも、この趣旨を十分ご理解いただき、忘れることなく納付されますようお願いいたします。

(※付加保険料については月額四〇〇円のまま据え置きです。詳しくはお問合せは住民課年金係まで)

### 管理手数料

規格人槽	腐 敗 型		曝 気 型	
	容 量	料金(1月)	容 量	料金(1月)
5以下	1.5以下m <sup>3</sup>	450円	0.75以下m <sup>3</sup>	770円
6~10	1.6~2.0	500	0.76~1.00	830
11~15	2.1~2.5	550	1.01~1.25	880
16~20	2.6~3.0	600	1.26~1.50	940
21~30	3.1~4.0	830	1.51~2.00	1,160
31~40	4.1~5.0	1,050	2.01~2.60	1,380
41~50	5.1~6.0	1,270	2.61~3.20	1,600

### 清掃手数料

規格人槽	腐 敗 型		曝 気 型	
	容 量	料金(1回)	容 量	料金(1回)
5以下	1.5以下 m <sup>3</sup>	13,900円	0.75以下 m <sup>3</sup>	9,800円
6~10	1.6~2.0	18,600	0.76~1.00	13,000
11~15	2.1~2.5	23,300	1.01~1.25	16,300
16~20	2.6~3.0	28,100	1.26~1.50	19,600
21~30	3.1~4.0	37,400	1.51~2.00	26,100
31~40	4.1~5.0	46,900	2.01~2.60	32,800
41~50	5.1~6.0	56,300	2.61~3.20	39,400

◎あなたの浄化槽の年間必要経費は下記の通りです。

浄化槽の種類 腐敗型、曝気型、合併型～容量  m<sup>3</sup>

管理手数料  円×12ヵ月＝  円

清掃手数料 (1回について)  円

# 4月から新料金で し尿浄化槽

し尿浄化槽の管理および清掃手数料が改正され、今月から新料金となります。なお、次表は改正された手数料の一部を掲載したものです。詳しいお問合せは山武郡市広域行政組合(☎04755(4)0251)まで。